

微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果（令和2年度）

微小粒子状物質（PM2.5）は、大気中に浮遊する微小粒子状物質であって、粒径が2.5 μ mの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいいます。発生源は、ディーゼルエンジン、工場・事業場での燃料の燃焼などからの一次粒子（粒子の形で大気中に排出されたもの）と、ガス状で排出された大気汚染物質が大気中で化学反応により粒子化した二次粒子があります。

令和2年度に、17測定局（自動車排出ガス測定局2局を含む。）で測定した結果は、下表に示すとおりで、長期的評価に基づく環境基準はすべての測定局で達成しました。

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	年平均値 (μ g/m ³)	日平均値の年間98%値 (μ g/m ³)	日平均値が35 μ g/m ³ を超えた日数とその割合		長期基準の適否 適○否×	短期基準の適否 適○否×	長期的評価の適否 適○否×	令和元年度		
					日	%				年平均値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (μ g/m ³)	長期的評価の適否
岐阜	岐阜中央	353	8.2	23.2	1	0.3	○	○	○	8.0	23.3	○
	岐阜南部	333	9.9	24.6	3	0.9	○	○	○	10.5	27.3	○
	岐阜北部	353	10.2	25.3	1	0.3	○	○	○	9.3	22.8	○
	各務原	362	5.6	19.7	1	0.3	○	○	○	6.2	23.0	○
	本巣	362	8.3	22.3	1	0.3	○	○	○	9.2	23.5	○
	平均	-	8.4	-	-	-	-	-	-	8.6	-	-
西濃・羽島	羽島	363	7.3	21.3	1	0.3	○	○	○	5.4	14.3	非適用
	大垣中央	363	8.2	24.6	2	0.6	○	○	○	8.6	25.0	○
	平均	-	7.8	-	-	-	-	-	-	8.6	-	-
可茂	美濃加茂	363	6.7	22.5	2	0.6	○	○	○	7.3	24.2	○
中濃	関	363	11.1	27.0	2	0.6	○	○	○	10.1	24.0	○
郡上	郡上	363	6.5	21.8	0	0.0	○	○	○	5.2	11.2	非適用
東濃西部	笠原	363	6.7	21.5	1	0.3	○	○	○	7.2	23.6	○
恵那・中津川	恵那	361	8.0	24.1	1	0.3	○	○	○	8.8	23.3	○
	中津川	363	8.4	23.7	1	0.3	○	○	○	10.0	24.1	○
	平均	-	8.2	-	-	-	-	-	-	9.4	-	-
下呂	下呂	363	5.9	20.0	0	0.0	○	○	○	6.4	19.2	○
飛騨	高山	351	5.2	21.8	2	0.6	○	○	○	5.3	16.8	○
県平均		-	7.7	-	-	-	-	-	-	8.2	-	-
可児自排		362	6.7	21.8	2	0.6	○	○	○	7.3	23.2	○
土岐自排		360	6.9	23.8	0	0.0	○	○	○	7.1	25.7	○

備考) 1 岐阜南部測定局は、環境省大気中微小粒子状物質モニタリング試行事業で測定しており、当該測定データは環境省に帰属し、速報値であるため、確定値ではなく参考値として扱う。

2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、有効測定日数が年間250日以上あり、年平均値が15 μ g/m³以下であり（長期基準）かつ、日平均値の年間98%値が35 μ g/m³以下である（短期基準）ことを示す。

3 県平均に、自動車排出ガス測定局の値は含まない。